

## 総合理工学研究科・環境系工学専攻の学位論文審査基準

### 【修士論文】

#### 1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、博士前期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として修士論文提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障がきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保して、指導教員が主査になることが認められる。

#### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 7 条(修士論文の提出)の要件を満たすものとする。

#### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条(修士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1)環境系工学の各分野の専門知識を修得していること
- (2)環境系工学における技術者・研究者として、国内外の論文を読解し、専門的課題を発見できる能力を修得していること
- (3)環境系工学に関する課題解決能力と自らの考えを学会にて口頭発表できるコミュニケーション能力を修得していること

#### 4. 評価方法と判定

(1)全ての審査委員が、表1の学位論文評価基準表(博士前期課程環境系工学専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)40%、(2)30%、(3)30%)を、1～5点で評価する。

(2)当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 13 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

## 【博士論文(課程修了)】

### 1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として博士論文提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 14 条(博士論文の提出)の要件を満たすものとする。

### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 環境系工学の各分野の高度な専門知識を修得していること
- (2) 環境系工学に関する研究者として、グローバルな視点を持ち、専門的な研究を遂行できる能力を修得していること
- (3) 環境系工学に関する専門的な研究について、自らの考えを学術論文に発表し、外国語によるコミュニケーション能力を修得していること

### 4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、表2の学位論文評価基準表(博士後期課程環境系工学専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)40%、(2)30%、(3)30%)を、1～5点で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 16 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計 60 点以上をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究委員会は、近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 20 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

## 【博士論文(論文提出)】

### 1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条(学位申請手続)の要件を満たすものとする。

### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1)環境系工学の各分野の高度な専門知識を修得していること
- (2)環境系工学に関する研究者として、グローバルな視点を持ち、専門的な研究を遂行できる能力を修得していること
- (3)環境系工学に関する専門的な研究について、自らの考えを学術論文に発表し、外国語によるコミュニケーション能力を修得していること

### 4. 評価方法と判定

(1)全ての審査委員が、表2の学位論文評価基準表(博士後期課程環境系工学専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)20%、(2)40%、(3)40%)を、1～5点で評価する。

(2)当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条(学力の確認)及び近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究委員会は、近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 21 条(論文提出による学位の授与)に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

表1 学位論文評価基準表(博士前期課程環境系工学専攻)

評価項目	A(5点)	B(3点)	C(1点)
(1) 環境系工学の各分野の専門知識を修得していること。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしており、論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、十分な専門知識を有していることが確認できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしているが、論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じた専門知識の確認において、十分であるとは言えないが、さらなる学修により達成が期待できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしているが、論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じた専門知識の確認において、十分であるとは言えない。
(2) 環境系工学における技術者・研究者として、国内外の論文を読解し、専門的課題を発見できる能力を修得していること。	提出論文において、十分な質、量の国内外の資料が参照され、また背景や研究の位置づけ等においても国内外の研究が正しく言及され、専門的課題についての発見能力を十分に有していることが確認できる。	提出論文において、十分な質、量の国内外の資料が参照され、また背景や研究の位置づけ等においても国内外の研究が正しく言及されているが、専門的課題についての発見能力が十分であるとは言えない。	提出論文において、十分な質、量の国内外の資料が参照されておらず、また背景や研究の位置づけ等においても国内外の研究が正しく言及されていない。
(3) 環境系工学に関する課題解決能力と自らの考えを学会にて口頭発表できるコミュニケーション能力を修得していること。	環境系工学に関する課題解決能力を有し、権威ある学会において口頭発表できるコミュニケーション能力を十分に有していることが確認できる。	環境系工学に関する課題解決能力を有し、権威ある学会において口頭発表を行っていないが、口頭試問等を通じて、論文内容が新規性、妥当性、有用性を有し、学会発表水準に相当すると判断できる。	環境系工学に関する課題解決能力を有しておらず、権威ある学会において口頭発表を行っていない。

表2 学位論文評価基準表(博士後期課程環境系工学専攻)

評価項目	A(5点)	B(3点)	C(1点)
(1) 環境系工学の各分野の高度な専門知識を修得していること。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしており、論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、高度な専門知識を十分に有していることが確認できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしているが、論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じた高度な専門知識の確認において、十分であるとは言えないが、さらなる学修により達成が期待できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしているが、論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じた高度な専門知識の確認において、十分であるとは言えない。
(2) 環境系工学における研究者として、グローバルな視点を持ち、専門的な研究を遂行できる能力を修得していること。	グローバルな視点を持ち、専門的な研究を遂行できる能力を十分に有していることが確認できる。	グローバルな視点を持ち、専門的な研究を遂行できる能力が十分であるとは言えないが、さらなる研鑽により達成が期待できる。	グローバルな視点を持ち、専門的な研究を遂行できる能力が十分であるとは言えない。
(3) 環境系工学に関する専門的な研究について、自らの考えを学術論文に発表し、外国語によるコミュニケーション能力を修得していること。	環境系工学に関する専門的な研究成果を権威ある学術論文に発表し、外国語によるコミュニケーション能力を十分に有していることが確認できる。	環境系工学に関する専門的な研究成果を権威ある学術論文に発表しており、外国語によるコミュニケーション能力が十分であるとは言えないが、外国語による口頭発表等を行っている。	環境系工学に関する専門的な研究成果を権威ある学術論文に発表しておらず、外国語によるコミュニケーション能力が十分であるとは言えない。